

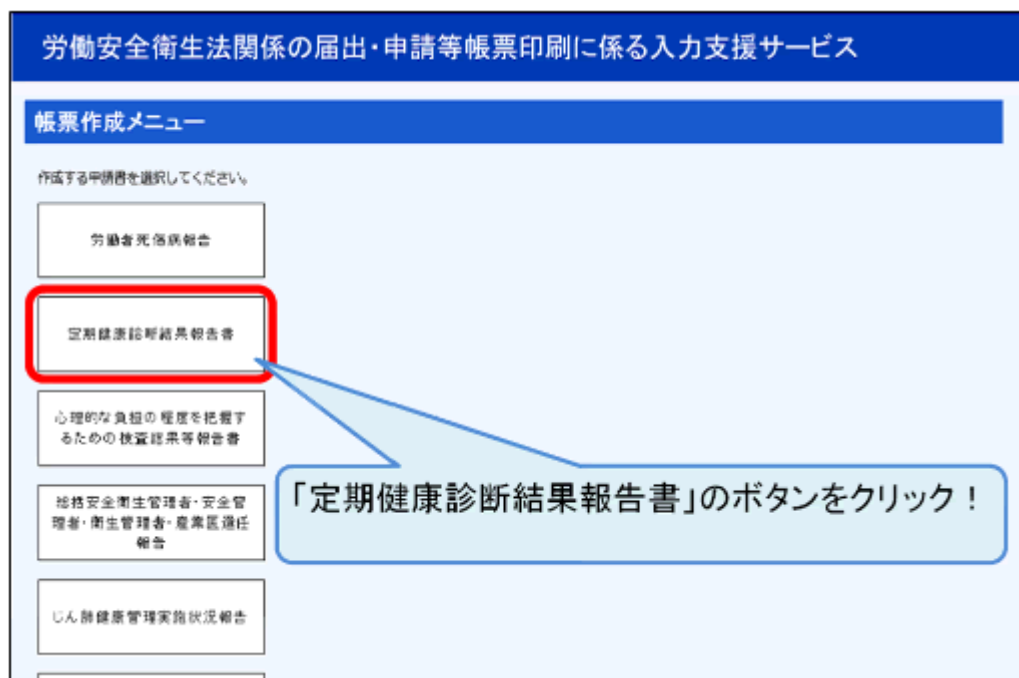
労働安全衛生法関係の届出書類の入力支援サービス利用手順

2022/1 尼崎労働基準監督署安全衛生課

【手順1】サイトにアクセスしてください (<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/>)。



【手順2】上記の画面が表示されますので、「帳票作成メニューへ」をクリックしてください。



【手順3】帳票作成メニューが表示されたら、作成を行いたい帳票のタイトルをクリックします。
現時点では下記の6帳票に対応しています。

- ・「労働者死傷病報告」
- ・「定期健康診断結果報告書」
- ・「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」
- ・「総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告」
- ・「じん肺健康管理実施状況報告」
- ・「有機溶剤等健康診断結果報告書」

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

定期健康診断結果報告書

帳票入力データの読み込み

①労働保険番号

労働保険(必須)

所管(必須)

管轄(必須)

基幹番号(必須)

枝番号

統一標準事業番号

入力項目の説明▼

入力エリア

②対象年

対象年(必須)

元号 年

入力項目の説明▼

帳票イメージエリア

【手順4】画面左側に帳票イメージが、画面右側に各入力エリアが表示されますので、入力エリアの先頭の項目から順に入力を行ってください。

「帳票を作成する」ボタンをクリック

②対象年

対象年(必須)

元号 年

月 月分 報告回数

(月 ~ 月 月分) (報告 回月)

日

入力項目の説明▼

※西暦で入力する場合は、右側入力欄のカレンダーから日付を指定してください。

④事業の種類/事業場の名称

事業場の種類(必須)

事業場

入力項目の説明▼

戻る 帳票を作成する 帳票入力データを保存する アンケートにご協力ください

【手順5】必要項目をすべて入力した後、画面下部にある「帳票を作成する」ボタンをクリックすると、入力内容のチェックが行われます。

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に エラーメッセージ表示位置

定期健康診断結果報告書

・労働保険番号(都道府県)を確認して入力してください。①

印刷 帳票入力データの読み込み

①労働保険番号		入力項目の説明▲
都道府県(必須)		
所掌(必須)		都道府県 労働保険番号の上2桁を入力してください。
管轄(必須)		所掌 労働保険番号の上から3桁目を入力してください。
基幹番号(必須)		管轄 労働保険番号の上から4、5桁目を入力してください。
検査号		基幹番号 労働保険番号の上から6桁～11桁目までを入力してください。

【手順6】入力内容に誤りがあると、画面上部にエラーメッセージが表示されます。エラー箇所を修正し、再度「帳票を作成する」ボタンをクリックしてください(誤りが修正されるまで帳票は作成されません)。
入力内容に問題が無い場合、以下の「印刷時の注意事項」が表示されます。

印刷時の注意事項

はじめに

帳票は、PDFファイルとなっております。PDFファイルを読むためには「Adobe Reader」が必要です。
お持ちでない方はAdobe Readerをダウンロードしてから、ご利用下さい。

印刷・ダウンロード手順

印刷、及びPDFファイルのダウンロード手順につきましては、[印刷・ダウンロード手順](#)をご参照ください。

印刷時の注意事項

- (1) 印刷したOCR様式をコピー使用しないでください。
※コピーによる印刷ズレにより機械で正しく読み取れない原因となります。
- (2) プリンタ等で印刷する際は、「ページの拡大・縮小」、「ページの回転・中央配置」等の設定の変更をせず、そのまま印刷を行って下さい。
※印刷の際に拡大・縮小・回転等の処理が行われているOCR様式は、正しく読み込めない場合があります。
- (3) OCR様式印刷に使用する用紙については、以下の条件を満たすものを使用してください。
※一般的に「コピー用紙」、「普通紙」、「PPC用紙」等の表示で販売されているもので、以下の条件を満たすものであれば、使用が可能です。
 - 大きさ：A4サイズ
 - 厚さ：坪量67g/m2程度
 - 白色度：80%以上
 - 汚れ、曲がり、濡れ、破損、変色等がないこと
- (4) これらの条件を満たしても、お使いのパソコン、プリンタ等の状態によっては、作成したOCR様式が正しく読み込まれない場合があります。

**注意事項に従って印刷していない場合、
再度ご提出いただく場合がございますので、必ずお読みください。**

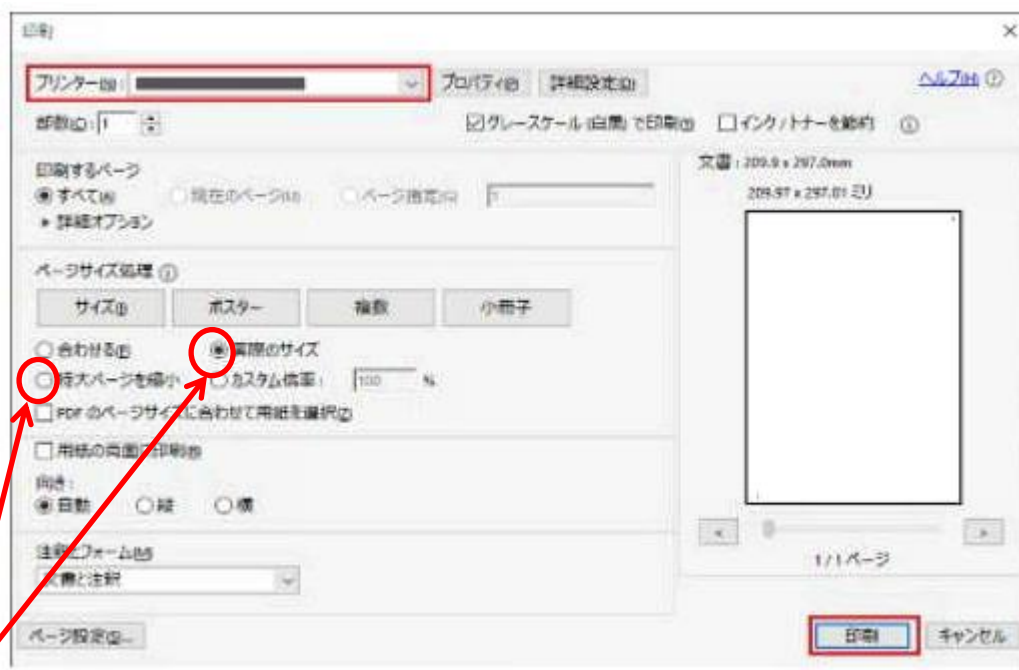
ご確認いただけましたら"印刷プレビューを表示する"ボタンを押下し、PDFから操作を実施してください。

印刷プレビューを表示する

【手順7】「印刷プレビューを表示する」を押すと以下が表示されます。



【手順8】「印刷ボタン」を押すと、印刷設定ウインドウが表示されます。ご利用のプリンターを設定しそのまま「**実際のサイズ**」を選択して印刷を行ってください（【手順6】で示した「印刷時の注意事項」記（3）に記載のとおり、倍率や配置等の設定について、変更は行なわないでください！！）。



★上記「印刷設定ウインドウ」において「実際のサイズ」を押して印刷した場合と「特大ページを縮小」を押して印刷した場合、どのように出力されるのか、次頁にて例示いたします。

[illegible][illegible]

【「実際のサイズ」を押して印刷した場合】

【「特大ページを縮小」を押して印刷した場合】

左側と右側で内容は同じですが、印刷の設定の違いで、端部（ヘッダー部分・フッター部分）の余白が違うのが分かります。また、3つの隅にある■マークが左側と右側で微妙に位置が違うことも気づくと思います。

監督署では、皆様から定期健康診断や労働者死傷病報告等について提出していただいたあと、機械で内容を読み取るのですが、当該機械は上記書類の隅にある■マークを基点として読み込みますので、

【「実際のサイズ」を押し】た左側の事例は、機械で読み取れるので、受付できます

が、

【「特大ページを縮小」を押し】た右側の事例では、機械で読み取れないため、受付できません。

◆さいごに◆

この他にも、労働者死傷病報告を監督署に提出するにあたり、災害発生状況を「略図」で記載する必要がありますが、紙や写真を糊付けして提出してくる事業場が散見されます。上述のとおり、労働者死傷病報告は機械で内容を読み取りますので、糊付けしていると機械の故障につながりかねませんし、運良く読み取っても真っ黒で内容が判別できません。

よって、尼崎署では、間違った設定で印刷された書類や糊付けしている略図で持参された場合は、窓口で再記入していただいております（郵便の場合は返戻しています）。お手数ですが、ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。